

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 補助金等の交付の申請及び決定(第3条―第9条)
- 第3章 補助事業等の遂行等(第10条―第15条)
- 第4章 補助金等の請求等(第16条・第17条)
- 第5章 補助金等の返還等(第18条―第20条)
- 第6章 雑則(第21条―第25条)
- 附則

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この規則は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、法令及び条例並びにこれらに基づく規則に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付に関し基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が交付する補助金、助成金その他これらに類する相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

第2章 補助金等の交付の申請及び決定
(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付を受けようとする補助事業者等は、補助金等交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、その指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画(実績)書(様式第2号)
- (2) 収支予算(決算)書(様式第3号)
- (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書又はこれに代わる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第4条 市長は、交付申請書を受領したときは、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を審査し、補助金等を交付することが適当であると認めたときは、速やかに当該補助金等の交付を決定し、その旨を補助金等交付決定通知書(様式第4号。以下「決定通知書」という。)により、当該交付申請書を提出した補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 決定通知書を受領した補助事業者等は、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該決定通知書を受領した日から起算して10日を経過する日までに、市長と協議のうえ、当該通知に係る申請を取り下げることができる。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定を取り消すものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認められる場合
- (2) 補助事業等の完成の見込みがないと認められる場合

(補助事業等の内容変更)

第7条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定を受けた補助事業等の内容について変更しようとするときは、補助金等事業計画変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる通知書により、当該補助事業者等に通知するものとする。

- (1) 当該変更により補助事業等の事業費に変更を生じている場合 補助金等変更交付決定通知書(様式第6号)
- (2) 前号に掲げる変更以外の変更を生じている場合 補助金等事業計画変更承認通知書(様式第7号)

(工事の着手又は完成の報告)

第8条 工事を伴う補助事業等を行う補助事業者等は、当該工事に着手したとき、又は当該工事を完成したときは、工事着手(完成)報告書(様式第8号)により、その旨を市長に報告しなければならない。

(補助事業等の補助金等交付決定前着手)

第9条 補助事業者等は、やむを得ない事情により補助金等の交付の決定前に事業に着手する必要があるときは、補助金等事前着手承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、補助金等事前着手承認通知書(様式第10号)により、当該補助事業者等に通知するものとする。

第3章 補助事業等の遂行等

(補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(状況報告等)

第11条 市長は、補助事業等の適正な遂行を図るため必要と認めるときは、補助事業者等に対し、当該補助事業等の実施状況を報告させ、又は実地に調査することができる。

(補助事業等の遂行等の命令)

第12条 市長は、前条の規定による報告又は実地調査により補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことその他必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、直ちに補助事業等実績報告書(様式第11号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画(実績)書
- (2) 収支予算(決算)書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第14条 市長は、実績報告書を受領した場合において、関係書類の審査又は必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書(様式第12号。以下「確定通知書」という。)により、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、実績報告書を受領した場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

第4章 補助金等の請求等

(補助金等の交付の請求)

第16条 補助事業者等は、確定通知書を受領したときは、補助金等の交付の請求をすることができる。

2 補助金等の交付を請求しようとする補助事業者等は、別に定める請求書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金等の前金払又は概算払)

第17条 補助金等の交付の決定を受けた補助事業等について、補助金等の前金払又は概算払を受ける必要がある補助事業者等は、補助金等前金払(概算払)申請書(様式第13号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受領したときは、その内容を審査し、補助金等の前金払又は概算払をすることが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金等の交付決定額の範囲内において交付することを決定し、その旨を当該補助事業者等に通知するものとする。

3 前条の規定は、補助金等の前金払又は概算払について準用する。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは、「第17条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

第5章 補助金等の返還等

(補助金等の交付の決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等をその目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に違反したとき。
- (3) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助事業等の実施について不正の行為をしたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、補助金等の交付の決定を取り消したときは、速やかにその旨を当該補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の返還)

第19条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第20条 補助事業者等は、第18条第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

5 市長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

6 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助金等の返還を遅延させないため執った措置、当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第6章 雑則

(財産の処分の制限)

第21条 補助事業者等は、補助事業等の実施により取得し、又は効用の増加した財産を当該補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(立入検査等)

第22条 市長は、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該職員に補助事業等の実施状況を調査させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(書類等の整備)

第23条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支の状況を明らかにするために必要な帳簿及び書類を備え付け、整備しなければならない。

(様式の特例)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規則に定める様式の特例を定めることができる。

(1) 法令に規定する所要の様式を用いる必要があるとき。

(2) その他市長が特に理由があると認めるとき。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の松山町補助金交付要綱(平成12年松山町告示第16号)、松山町農林団体等振興補助金交付規則(昭和42年松山町規則第2号)、志布志町補助金交付要綱(昭和53年志布志町告示第20号)又は有明町補助金交付規則(昭和44年有明町規則第21号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月28日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある第7条、第10条、第11条及び第14条から第16条までの規定による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、第7条、第10条、第11条及び第14条から第16条までの規定による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成19年3月30日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成20年2月13日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成21年3月27日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の志布志市補助金等交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の決定がなされた補助金等については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月25日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

志布志市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名
(個人にあつては、住所及び氏名)

補 助 金 等 交 付 申 請 書

年度において次のとおり補助事業等を実施したいので、補助金等を交付されるよう志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号）第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額				円
2 事業名				
3 事業の目的				
4 事業の内容				
5 着手・完了 予定年月日	着手日 完了日	年 年	月 月	日 日
6 事業の効果				
7 添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他参考書類			
8 備考				

様式第2号(第3条関係)

事業計画(実績)書

- 1 事業の目的
- 2 事業実施計画(実績)

様式第3号(第3条関係)

収 支 予 算 (決 算) 書

1 収入の部

区 分	本 年 度 予 算 額 (本年度決算額)	前 年 度 予 算 額 (前年度決算額)	差 引 増 減 額	摘 要
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区 分	本 年 度 予 算 額 (本年度決算額)	前 年 度 予 算 額 (前年度決算額)	差 引 増 減 額	摘 要
	円	円	円	
計				

様式第4号(第4条関係)

第 号
年 月 日
(課扱い)

様

志布志市長 閣下

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので、志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号）第4条の規定により通知します。

1 交付年度	年 度
2 事業名	
3 補助金等の 交付決定額	円
4 交付条件	(1) この補助金等は、志布志市補助金等交付規則に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。 (2) 事業等に着手した場合において、市長の指示があったときは、直ちに工事着手報告書を提出してください。 (3) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。 ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。 イ 中止し、又は廃止するとき。 ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。 (4) 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書、収支決算書等を提出してください。 (5) 市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をします。 (6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。 (7) 志布志市補助金等交付規則の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

志布志市長 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

(個人にあつては、住所及び氏名)

補助金等事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付決定を受けた補助事業等に係る事業計画を下記のとおり変更したいので、承認くださるよう志布志市補助金等交付規則(平成18年志布志市規則第38号)第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更事業計画書 別紙1のとおり
- 3 変更収支予算書 別紙2のとおり

(注) 別紙1及び別紙2については、それぞれ補助金等交付申請書に添付した事業計画書及び収支予算書を用いて作成し、変更に係る部分は2段書きとし、変更前のものを括弧書きで上段に記載すること。

様式第7号(第7条関係)

第 号
年 月 日
(課扱い)

様

志布志市長 印

補助金等事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業等の計画変更については、申請
のとおり承認します。

様式第8号(第8条関係)

年 月 日

志布志市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名
(個人にあつては、住所及び氏名)

工 事 着 手 (完 成) 報 告 書

次のとおり補助事業等（に着手 が完成）したので、志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号）第8条の規定により報告します。

1 事 業 名	
2 交付決定年月日 及び発送番号	年 月 日 第 号
3 補助事業等の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
4 (着手 完成) 年 月 日	年 月 日
5 備 考	

様式第9号(第9条関係)

年 月 日

志布志市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名
(個人にあつては、住所及び氏名)

補助金等事前着手承認申請書

年度において次のとおり補助事業等を早期に実施したいので、承認くださるよう志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号）第9条第1項の規定に基づき申請します。

1 事前着手の理由	
2 補助事業等の名称	
3 事業施行箇所	
4 事業費	円
5 事業の概要	
6 着手予定年月日	年 月 日
7 完成予定年月日	年 月 日

様式第10号（第9条関係）

第 号
年 月 日
（ 課扱い）

様

志布志市長 印

補助金等事前着手承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった補助事業等については、下記の条件を付して申請のとおり着手されることを承認します。

記

条件

- 1 当該事業の全部又は一部が補助の対象とならなかった場合において、異議の申立てはしないこと。
- 2 事前施行であっても、関係法令、規則等を遵守すること。

様式第11号(第13条関係)

年 月 日

志布志市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名
(個人にあつては、住所及び氏名)

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号）第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助金等の額	円				
2 事業名					
3 着手・完了 年 月 日	着手日	年	月	日	
	完了日	年	月	日	
4 添付書類	(1) 収支決算書 (2) その他参考書類				
5 備考					

様式第12号（第14条関係）

第 号
年 月 日
（ 課扱い）

様

志布志市長 国

補助金等確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金等の交付については、次のとおり確定したので、志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号）第14条の規定により、通知します。

1 交付年度	年度
2 事業名	
3 補助金等の 交付確定額	円

様式第13号(第17条関係)

年 月 日

志布志市長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名
(個人にあつては、住所及び氏名)

補助金等前金払(概算払)申請書

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、下記のとおり前金払(概算払)くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

金 円

事業費	補助金等	前金払(概算払) 受領済額	前金払(概算払) 申請額	残 額
円	円	円	円	円

前金払(概算払)を必要とする理由